

不妊でお悩みの方へ

## 令和2年度より特定不妊治療費の助成を拡充しました！

塩竈市では、赤ちゃんが欲しいけれどもなかなか授からないご夫婦の方々に対し、令和2年度より特定不妊治療費助成の拡充を行っております。

### 対象者（下記の①～④すべてに該当する方）

- ① 宮城県が指定する医療機関で特定不妊治療費（体外受精及び顕微授精）を受け「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業＊」の助成決定を受けたご夫婦  
＊「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の詳細は、塩釜保健所（Tel.363-5507）にお問い合わせください
- ② 治療期間及び助成申請日において、夫婦または夫婦の一方が市内に住所を有する方
- ③ 治療開始時の妻の年齢が43歳未満
- ④ 他の自治体（宮城県を除く）から、助成を受けていない方



### 助成内容

- ◎助成額
- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| 1.凍結胚移植以外       | 10万円まで        |
| 2.凍結胚移植等        | 5万円まで         |
| <u>3.男性不妊治療</u> | <u>10万円まで</u> |

- ◎助成回数
- ・治療開始時の妻の年齢が、満40歳未満（6回まで）  
ただし、令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である夫婦であって、新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期した方の場合は、妻の年齢が41歳に到達する前日までとします。
  - ・治療開始時の妻の年齢が、満40歳以上43歳未満（3回まで）  
ただし、令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦であって、新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期した方の場合は、妻の年齢が44歳に到達する前日までとします。

### 申請方法

塩竈市保健センター（364-4786）へ電話予約の上、下記の書類をご提出ください。

- ① 宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定通知書の写し
- ② 宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書の写し
- ③ 特定不妊治療に係る領収証の写し
- ④ 住所を確認することができる書類（3か月以内に発行された住民票の写し等）
- ⑤ 戸籍謄本の写し（上記4の書類により夫婦であることが確認できる場合は不要）
- ⑥ 通帳の写し

※印鑑をお持ちください

助成申請窓口  
塩竈市保健センター  
Tel. 022-364-4786